

## 高知市サービス付き高齢者向け住宅立入検査実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づき実施するサービス付き高齢者向け住宅に対する立入検査に関し、必要な事項を定める。

### (立入検査の目的)

第2条 立入検査は、法、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号）、高齢者の居住の安定確保に関する基本的な方針（平成21年厚生労働省・国土交通省告示第1号）、高齢者の安全・安心の観点等を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅制度の的確な実施等について（平成25年7月31日老高発0731第1号・国住心第84号）及び高知市高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年10月20日規則第79号）等の規定に照らし、是正又は改善を要すると認められる事項について、必要な助言、指導、命令を行うことによりサービス付き高齢者向け住宅の適正な運営及び入居者の保護を図ることを目的とする。

### (立入検査の対象)

第3条 立入検査の対象とする施設は、高知市内に所在する法第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（以下、「登録住宅」という。）とする。

### (検査事項)

第4条 立入検査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 基本的事項に関する事項
- (2) 登録住宅の事業を行う者（以下、「登録事業者」という。）に関する事項
- (3) 規模及び構造設備に関する事項
- (4) 職員の配置等に関する事項
- (5) 登録住宅の管理・運営に関する事項
- (6) サービスに関する事項
- (7) 利用料等に関する事項
- (8) 契約内容に関する事項
- (9) 届出に関する事項
- (10) 前回の立入検査に関する是正・改善状況
- (11) その他必要と認められる事項

### (立入検査の方式等)

第5条 立入検査は、原則として入居開始日から1年以内実施し、以後、次条に基づき策定された実施計画に従い、定期的かつ計画的に実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて随時実施するものとする。

3 立入検査は、住宅政策課が主体的に実施するものとし、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下、「有料老人ホーム」という。）にも該当する施設については、高齢者支援課と合同で実施するものとする。

### (実施計画)

第6条 住宅政策課長は、毎年度当初、立入検査の実施方針、検査項目、実施方法等を定めたサービス付き高齢者向け住宅立入検査実施計画（様式第1号。以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

2 実施計画は、前年度の検査結果等を勘案して策定するものとする。

### (立入検査体制)

第7条 立入検査は、本市の職員2名以上の体制で実施するものとし、うち1人は原則として係長相当職以上の者とする。

2 検査職員は、立入検査を行うに当たっては、法第24条第3項に規定される身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(立入検査の実施方法)

第8条 立入検査は、原則として登録住宅等に出向いて行う実地調査の方法により実施する。

(立入検査の通知)

第9条 市長は、立入検査の実施に当たり、あらかじめ登録事業者に対して、立入検査の対象となる事項、実施日、立入検査担当職員の氏名その他必要とする事項をサービス付き高齢者向け住宅立入検査実施通知書(様式第2号)により通知する。ただし、緊急を要するとき、又は立入検査の目的によっては、この限りでない。

(立入検査の準備資料)

第10条 市長は、立入検査を行うに当たり、登録事業者等から、所定の検査調書に関係書類を添えて提出させるものとする。

(講評)

第11条 立入検査担当職員は、実地検査の終了後、登録事業者等並びに関係職員の出席を求め、講評並びに必要な助言及び指示を行うものとする。

(立入検査の報告)

第12条 立入検査担当職員は、実地調査の終了後速やかに立入検査について報告書を作成し、これに立入検査担当職員の所見並びに登録住宅側の意見及び要望を付して所属長及び関係部署に報告しなければならない。

(立入検査結果の指示等)

第13条 立入検査の結果、改善又は是正を要する事項については、その内容及び改善方法をサービス付き高齢者向け住宅立入検査結果通知書(様式第3号)により登録事業者に通知するものとする。

2 前項の指示事項のうち、重要な事項については期限を付してサービス付き高齢者向け住宅立入検査の是正改善状況の報告書(様式第4号)の提出を求め、必要に応じてその改善状況の確認を行うものとする。

(立入検査台帳)

第14条 市長は、検査結果及び改善状況等を把握し、効果的な助言、指導等を行うため、サービス付き高齢者向け住宅立入検査管理台帳(様式第5号)を作成し、立入検査実施後必要な事項を記入し、整備するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、立入検査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要領の規定による様式は、この要領による改正後の高知市サービス付き高齢者向け住宅立入検査実施要領の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要領の規定による様式は、この要領による改正後の高知市サービス付き高齢者向け住宅立入検査実施要領の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

(特例)

3 この要領は、この要領の施行の前日に施行された高知市地域優良賃貸住宅制度要領の一部を改正する要領についても適用する。